

神奈川県の実質赤字比率等について(平成25年度決算)

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%
該当なし(-%) 全会計とも赤字なし [~ ㉔ 該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額: + 一般会計における実質赤字額 一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 市町村自治振興事業、公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、 災害救助基金、母子寡婦福祉資金、水源環境保全・再生事業、 農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、 介護保険財政安定化基金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、中小企業資金、 県営住宅管理事業、都市用地対策事業 (16会計)	
分母	標準財政規模	13,445

注 本県の一般会計等とは、公営企業会計を除く、全ての会計。

- (2) 連結実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%
該当なし(-%) 全会計とも赤字なし又は資金不足なし [~ ㉔ 該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額: + 一般会計等における実質赤字額 公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、 酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業 (7会計)	
分母	標準財政規模	13,445

- (3) 実質公債費比率(3か年平均) 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%
11.1% [㉔10.6% ㉓10.3% ㉒9.9% ㉑9.2% 8.9% 9.2%]

(単位:億円、%)

区 分		23年度	24年度	25年度
分子	元利償還金等: + + + -	1,232	1,266	1,449
	公債費	2,557	2,648	2,907
	公債費充当公営企業繰出金	44	46	40
	公債費充当一部事務組合繰出金	11	10	9
	公債費に準ずる債務負担行為等	46	43	37
	当該年度公債費等交付税措置額	1,425	1,481	1,544
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模: -	11,671	11,937	11,901
	標準財政規模	13,096	13,418	13,445
	当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,425	1,481	1,544
分子/分母		10.6	10.6	12.2

注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。

3か年平均 11.1

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

161.4% [㉔178.8% ㉓185.1% ㉒193.1% ㉑208.8% 206.9% 209.9%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債: -	A	19,215
	将来負担額		49,223
	・一般会計等地方債現在高		42,487
	・債務負担行為に基づく支出予定額		279
	・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額		402
	・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額		27
	・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額		5,880
	・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額		123
	・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額		26
	充当可能財源等		30,008
	・将来負担額に充当可能な基金		5,828
	・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等)		1,336
	・地方債現在高等に係る交付税措置見込額		22,844
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模: -	B	11,901
	標準財政規模		13,445
	当該年度公債費等交付税措置額		1,544
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。			A/B = 161.4%

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

該当なし(-%) 全会計とも資金不足なし [~㉔該当なし]

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業		523	
	電気事業		74	
	公営企業資金等運用事業		6	
	相模川総合開発共同事業		13	
	酒匂川総合開発事業		9	
	病院事業		43	
流域下水道事業(法非適用企業)			85	

注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業

2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

4 資金不足額

(法適用企業) (流動負債 + 特例地方債 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) (繰上充用額等 + 特例地方債) - 解消可能資金不足額